

教保体第1064号
令和5年9月22日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

校庭等における危険物の確認・除去等について（通知）

日頃、本県児童生徒の安全教育及び安全管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、秋の運動会シーズンを迎えるにあたり、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添1（写）のとおり事務連絡がありました。

校庭等の安全点検については、令和5年5月15日付け教保体第307号でも通知したところですが、県外の学校では校庭等から釘等が発見されたとの報道もあります。

つきましては、下記別添資料も参考に、校庭も含めた安全点検を確実に実施するとともに、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

【別添1】 文部科学省事務連絡（写）

【別添2】 令和5年5月15日付け 教保体第307号

「校庭等における危険物の確認・除去等について（通知）」

【参考】

- 1 安全点検に関する法的根拠
- 2 安全点検表（学校安全点検の手引きから抜粋）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/annzenntennkennotebiki.html>

担 当：保健体育課 学校体育担当
健康教育・学校安全担当
電 話：048-830-6947・6964



事務連絡
令和5年9月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

校庭等における危険物の確認・除去等について

今年4月、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。このことも踏まえ、文部科学省においては、令和5年5月12日付け事務連絡で、確実な安全点検の実施について改めて依頼したところですが、その後の各地の安全点検において、校庭等から釘等の危険物が多数発見されたとの報道もあるところです。

学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要であり、文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。

については、各学校における安全点検の確実な実施について、よろしくお取り計らいいただきますよう、改めてお願いします。

記

- 学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）（P.117）

（2）校舎外・園舎外の安全管理

対象	項目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none">・ 砂場における危険物の有無・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理・ 地面の勾配や凹凸・ 地面の排水状態・ 危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無・ ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化・ 部外者や動物の進入の有無・ 植生（目の高さの枝）など ※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966



教保体第307号
令和5年5月15日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

県教育委員会教育長

校庭等における危険物の確認・除去等について（通知）

日頃、本県児童生徒の安全教育及び安全管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、県外の小学校体育の授業中において、校庭に放置された釘により児童が怪我をする事故が発生したことを受け、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添1（写）のとおり通知がありました。

また、防球ネットが倒れたことによる下敷き事故など、部活動中の事故も発生しております。学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。

つきましては、下記別添2も参考に、校舎等の外も含めた安全点検を確実に実施するとともに、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

【別添1】 文部科学省通知（写）

【別添2】 令和5年4月1日付け 教保体第1号

「体育時の活動時における事故防止について（通知）」

（添付資料） 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」

【参考】

- 1 安全点検に関する法的根拠
- 2 安全点検表（学校安全点検の手引きから抜粋）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/annzenntennkennnotebiki.html>

担 当：保健体育課 学校体育担当
健康教育・学校安全担当
電 話：048-830-6947・6964

教保体第307号
令和5年5月15日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

県教育委員会教育長

校庭等における危険物の確認・除去等について（通知）

日頃、本県児童生徒の安全教育及び安全管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、県外の小学校体育の授業中において、校庭に放置された釘により児童が怪我をする事故が発生したことを受け、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添1（写）のとおり通知がありました。

また、防球ネットが倒れたことによる下敷き事故など、部活動中の事故も発生しております。学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。

つきましては、下記別添2も参考に、校舎等の外も含めた安全点検を確実に実施するとともに、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知につきまして御配慮くださるようお願いいたします。

記

【別添1】 文部科学省通知（写）

【別添2】 令和5年4月1日付け 教保体第1号

「体育時の活動時における事故防止について（通知）」

（添付資料） 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」

【参考】

- 1 安全点検に関する法的根拠
- 2 安全点検表（学校安全点検の手引きから抜粋）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/annzenntennkennnotebiki.html>

担 当：保健体育課 学校体育担当
健康教育・学校安全担当
電 話：048-830-6947・6964



事務連絡
令和5年5月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

校庭等における危険物の確認・除去等について

このたび、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。

学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。

文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。

ついでには、各学校において校舎等の外も含めた安全点検が確実になされるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

- 学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）（P.117）

（2）校舎外・園舎外の安全管理

対象	項目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none">・ 砂場における危険物の有無・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理・ 地面の勾配や凹凸・ 地面の排水状態・ <u>危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無</u>・ <u>ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化</u>・ 部外者や動物の進入の有無・ 植生（目の高さの枝）など ※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966



教 保 体 第 1 号
令 和 5 年 4 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止について（通知）

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところではありますが、年度始めに当たり、活動計画や安全対策等を見直すとともに、下記の事項に留意の上、施設・設備等を点検し、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すよう御配慮願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

記

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。

2 気象条件に留意した計画と指導

近年、夏季に限らず、高温多湿の環境下での体育活動時に「熱中症」が発生していることから、令和4年7月27日付け教保体第776号「体育的活動時の熱中症事故の防止について（通知）」を確認の上、運動会等の体育的行事も含め、実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てる際には、熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合の対応（活動の中止、延期、見直し）も検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。

また、指導に当たっては、気温が35℃以上となった場合には、原則として活動を中止とすること。気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じるとともに、早期の発見、適切な処置に努めること。

特に、活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。

3 危険発生の予測と安全確保の徹底

平成28年10月3日付け教保体第1297号「積極的な気象情報の入手と活用について（通知）」を活用し、体育的活動の前だけでなく、活動中の気象の変化に対応できるようにしておくこと。

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象条件に十分留意して、運動の内容や方法を決めること。屋外での活動中、遠くに雷鳴が聞こえるなど、落雷や強風・竜巻等の予兆や情報があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止（計画の変更や中断・中止の規準、及びそれを判断する責任者を決めておくこと）し、明らかに危険性がなくなるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、活動前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、常に健康状態を把握すること。また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を实践または休養等の行動をとることができるよう指導を行うこと。

5 健康相談や健康診断結果の活用

マラソン大会や強歩大会等の学校行事を実施する場合は、平成31年2月21日付け教保体第1675号「持久走・強歩大会等の事故防止について（通知）」を確認の上、健康診断結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細かな健康管理に努めること。

6 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。

また、教職員・児童生徒を対象に、実践的な救急法講習会等を実施し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう努めること。

7 水泳指導時における事故防止の徹底

令和4年5月13日付け教保体第306号「水泳等の事故防止について（通知）」等を確認の上、プールの安全点検を徹底し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すこと。体育・保健体育の授業におけるスタート時の水泳指導については、学習指導要領に即して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

また、水泳指導については、必ず複数の教員で行い、監視や指導の役割をはっきりさせること。

なお、部活動においても、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

8 運動会・体育祭等における事故防止の徹底

令和4年4月27日付け教保体第216号「運動会・体育祭等の体育的行事における事故防止について（通知）」を確認の上、安全確保を最優先した指導計画の作成及び十分な練

習時間を確保すること。また、騎馬戦、棒倒し、ムカデ競走等の種目については、児童生徒の発達段階及び実態に即した内容の選定を行うこと。

特に、組体操の実施に当たっては、令和元年7月12日付け教保体第720号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止（通知）」を確認の上、「俵積み平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界と考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等について掲載している「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考にすること。

また、危険性が低いとみられる種目であっても、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

9 学校周辺道路等を利用する際の安全確保の徹底

学校周回道路等を利用してランニング等を行う際には、交通安全はもとより、近隣の方々への配慮や通行中の方々への安全にも十分留意すること。安全の確保や配慮することが困難な場合は、活動場所等を見直すこと。

また、学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出しての「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を禁止とすること。

10 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

- ・各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。
- ・救急体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底すること。
- ・AEDの設置場所を表示し、外部の方にも分かるようにすること。併せて校外活動においては、活動場所の広さや範囲に応じて、AEDを複数配置すること。
- ・AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- ・定期的にAEDのバッテリー、消耗品（パッド等）の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- ・心肺停止が疑われる状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従い使用すること。
- ・特に首から上の負傷については、外傷がなくても、救急搬送を基本として迅速に対応すること。
- ・事故発生時には、初期対応を適切かつ迅速に行うとともに、時系列に沿って状況や対応内容を正確に把握し記録を残すこと。

11 日々における指導者の資質向上と、通知・通達の確認

県教育委員会等で実施する研修会や校内研修への参加を積極的に働き掛け、外部指導者を含めた運動部活動指導者としての資質向上に努めること。特に、危険が伴うような運動種目の部活動については、県立学校関係通知・通達集（平成30年度版）等を参照の上、事故防

止について指導の徹底を図ること。

また、生徒への人権を軽視した発言や体罰・ハラスメントを含む不適切な指導は絶対に行わないこと。

12 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の徹底

別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を全ての職員の目に触れるところに掲示する等、一層の安全指導の徹底を図ること。

【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/111413/300713_guideline.pdf
- ・ 「体育的行事における事故防止事例集」
(平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/28jireisyu.pdf

【AED（自動体外式除細動器）貸出】

- ・ 県教育局保健体育課：県立学校対象（健康教育・学校安全担当：048-830-6964）

令和5年度 体力向上に向けた目標
一人一人が「目標を持って」取り組み、
「自己の体力の伸びを実感」できるようにする。
県の体力向上に向けた合い言葉
「コツコツときたえた体は たからもの」

担当：県立学校部保健体育課
学校体育担当 関口 衛
TEL 048-830-6947
Email a6960-04@pref.saitama.lg.jp

体育授業・運動部活動における事故防止の5則について

埼玉県教育委員会

1 児童生徒の実態に即した指導計画の作成

- ・ 学校の教育目標や部活動の運営方針に即した年間指導計画や日々の活動計画を作成すること。その際、児童生徒の体力や技能、気象条件等の実態に即した計画を作成すること。また、運動部活動においては、生徒や保護者に練習日と休養日を明示すること。

2 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

- ・ 定期点検や活動前の事前点検を励行し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

3 活動開始前の健康観察の実施

- ・ 活動開始前に、児童生徒の健康状態を必ず把握すること。また、児童生徒自身が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導をすること。

4 活動中や活動後の声掛けと安全確認

- ・ 活動中や活動後は、児童生徒に常に声を掛け、技能、態度及び健康状態を把握すること。また、同一場所で複数が活動している場合には、常に周囲の状況を確認し、安全確保に努めること。

5 事故発生時の迅速かつ適切な対応

- ・ 万一の事故発生時には、一人で対応することがないよう、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。
- ・ 特に、頭部への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- ・ AEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。

【参考1】

安全点検に関する法的根拠について

【学校保健安全法】

第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条（学校環境の安全の確保）

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

【学校保健安全法施行規則】

第28条（安全点検）

法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第29条（日常における環境の安全）

学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

